

第7次尾鷲市総合計画後期基本計画、尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定支援業務委託 「公募型プロポーザル」実施要領

委託業者の選定にあたり、計画策定を効率よく・効果的に行うため、豊富な経験と専門的な知識・技術を有する業者から提案された企画提案書等を一定の基準により評価・選定する「公募型プロポーザル」を実施する。

1 業務委託名

第7次尾鷲市総合計画後期基本計画、尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託

2 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

3 業務委託目的

別紙仕様書の通り

4 予算

令和7年度 4,950,000円（税込）

令和8年度 6,050,000円（税込）

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 必要に応じて早急な訪問対応が可能な法人であること。
- (2) 令和7年7月1日の時点で、尾鷲市物品・物件等入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、取扱商品メーカー等調書に「37-13 計画・策定・ISO」の記載のある者。
- (3) 尾鷲市入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続を開始する申立て及び民事再生法(平成11年法律第225条)の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (7) 公租公課を滞納していないこと。
- (8) 公序良俗に反する利用を行う者でないこと。
- (9) これまでに本市ないし他市町での同種・類似業務の実績があること。
- (10) 本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、個人情報保護法等を順守するとともに、「プライバシーマーク」認証を要し、かつ、更新実績が2回以上あること。

6 参加意思表明書の提出について

- (1) 提出書類：様式1「参加意思表明書」
- (2) 提出場所：尾鷲市 政策調整課 企画調整係

- (3) 提出方法：提出場所に持参又は郵送すること。
郵送の場合は、下記提出期限までに必着とする。
- (4) 提出期限：令和7年7月30日（水）17時まで

7 質問について

質問がある場合は期限までにメールで照会するものとする。

- (1) 提出書類：様式2「質問書」
- (2) 照会先：尾鷲市 政策調整課 企画調整係
- (3) 照会期限：令和7年7月29日（火）17時まで
※令和7年7月31日（木）までに業者選定に参加する全業者へ回答する。

8 審査資料の提出等について

- (1) 提出締切：令和7年8月18日（月）17時必着（郵送可）
※郵送の場合は、書留郵便又は配達証明に限る。
- (2) 提出場所：尾鷲市役所 政策調整課 企画調整係
- (3) 提出書類：次の提出書類①～⑥について、正本1部、副本10部を作成し提出すること。
 - ① 企画提案書
 - ② 総合計画策定支援業務実績書（任意様式）
 - ③ 地方人口ビジョン及び地方創生総合戦略策定支援業務実績書（任意様式）
 - ④ 本市（紀北広域連合含む。）計画策定委託業務実績書（様式3）
※令和2年度から現在までの、本市（紀北広域連合含む。）との計画策定委託契約の実績を記載すること。（現在進行中の業務も含む。）
 - ⑤ 本業務に係る実施体制及び配置予定者（任意様式）
 - ⑥ 本業務に係る配置予定者全員の所属、氏名、年齢、実務経験年数、これまでの担当業務、取得資格など（任意様式）
※実務経験年数は、同種・類似の調査研究分野における経験年数を記入すること。
 - ⑦ JISQ15001（プライバシーマーク取得）認定書（コピー可）
 - ⑧ 見積書 1部提出すること。
※予算金額に対して、非常に安価な見積提示は人件費等の観点から業務遂行において信頼性を欠くため、適切な人員配置等を考慮し、適正な価格で算出すること。
 - ⑨ 会社概要（パンフレットも可） 1部
※業務内容及び従業員数等会社規模が分かるもの。

9 企画提案書の作成について

- (1) 企画提案書
体裁は原則としてA4判（A3判の折込みも可）とし、縦横は問わないが横書きとすること（資料が過大なものにならないよう留意すること）。
また、独自提案やPRしたいポイントを記載し、記載内容の理由、背景など提案趣旨を明確に示すこと。
提案内容は別紙仕様書を十分に踏まえたものとし、次の事項を含むものとする。
 - ① 業務実施方針、情報提供について
 - ② 本業務に必要な業務項目と内容
 - ③ 本業務のスケジュールと役割分担
 - ④ 本業務に係る実施体制及び配置予定者の実務経験年数や実績事業名など

⑤ 社内の情報セキュリティ体制

(2) 参考見積書

A4版、任意様式で作成すること。宛名は尾鷲市長とし、提出日、事業名、社名、代表者名等を記載し、社印を押印の上、業務ごとの内訳書を添付し提出すること。

※令和7年度業務と令和8年度業務に分けて各1部提出すること。

※契約額は原則として参考見積額によるものとするが、特定した事業者との協議による業務内容の変更、業務量の増減等に伴い、改めて見積書の提出を依頼する場合がある。

10 審査について

事業者の選定は、第7次尾鷲市総合計画後期基本計画、尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務プロポーザル選考審査委員会において、企画内容等により審査・評価を行い、本業務の契約予定者を選定する。

(1) 審査方法

提出された企画提案書に対して書類審査及びプレゼンテーションを実施する。

審査項目及び評価基準を基に行う審査評点の合計点を参考に審査委員会の中で総合的に判断し、本業務の契約予定者を選定する。

プレゼンテーションは、質疑応答を含めて40分とする。

企画内容の説明は、企画提案書の内容及び提出書類のみとし、パソコン等の機器を使用する場合は、参加者側で準備すること。(スクリーンは、本市で準備するので、パソコン等の機器を使用する場合は事前に市に連絡を行うこと。)

なお、プレゼンテーションの開始時間及び開催場所は、参加意思表明書提出期限後にメール等で別途通知する。

(2) 審査結果の通知

契約予定者の選考は令和7年8月22日(金)(日程の詳細については別途通知する)に実施し、選考結果を参加者すべてに文書により通知する。

ただし、選考結果についての意義申し立ては受け付けない。

(3) 企画提案者が1者の場合

企画提案者が1者の場合は、評価基準による総得点が総配点の6割以上で、かつ審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を契約予定者として決定する。

11 審査項目

各委員による評価については、委員一人につき120点満点とし、見積金額に対する評価については、一提案10点満点とする。

(1) 各委員による評価

審査項目		評価基準	点数/人
1	業務経歴	別紙基準表参照	10点
2	業務実施体制	別紙基準表参照	10点
3	企画提案	別紙基準表参照	100点

(2) 見積金額に対する評価

審査項目		評価基準	点数/提案
1	見積金額	委託金額上限を基準に算出	10点

1.2 プロポーザルに係る日程

項 目		日 程
1	ホームページ公告	令和7年7月22日(火)
2	参加意思表明書提出	令和7年7月30日(水) 17時まで
3	質問の受付及び回答	令和7年7月29日(火) 17時まで ※回答は令和7年7月31日(木)までに メールで行う。
4	企画提案書提出	令和7年8月18日(月) 17時まで
5	辞退届	令和7年8月20日(水)
6	提案審査(プレゼンテーション)	令和7年8月22日(金) ※詳細は後日通知
7	選定結果通知及び公表	令和7年8月25日(月)
8	契約の締結	令和7年8月下旬

1.3 その他

- (1) 企画提案書の提出後に審査を辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(任意様式)を、令和7年8月20日(水)までに提出すること。
辞退することによって、今後の本市との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合がある。
 - ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合。
 - ② プロポーザルの手続きの過程で、尾鷲市暴力団排除条例に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、無効とする。

1.4 問合せ先

尾鷲市役所 政策調整課 企画調整係
担当者 松井・中森
TEL : 0597-23-8134
FAX : 0597-22-2111
Mail : sechousei@city.owase.lg.jp